

総務政策常任委員会資料

令和2年1月23日（木）

総合政策部

目次

（その他報告事項）

- 令和2年国勢調査宮崎県実施本部の設置について 1
- 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の制定について 3
- 国民スポーツ大会に向けた体育館の整備について 7

令和2年国勢調査宮崎県実施本部の設置について

統計調査課

1 目 的

令和2年国勢調査を正確かつ円滑に進める実施体制を整え、必要な事務の万全を期すため。

2 所掌事務

令和2年国勢調査の実施に関する実査、総務、広報、審査等に関する事務

3 設置期間

令和2年2月4日から令和3年3月31日まで
(※実施本部発足式：令和2年2月4日)

4 構 成

本 部 長：総合政策部長

副 本 部 長：総合政策部次長（政策推進担当）

参 与：市町村課長、秘書広報課広報戦略室長、オールみやざき営業課長

事 務 局 長：統計調査課長

事務局次長：統計調査課課長補佐

事 務 局：統計調査課課員



(参考)

令和2年国勢調査について

1 概 要

(1) 目 的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査期日

令和2年10月1日(木)

(大正9年(1920年)から5年ごとに実施しており、今回は開始100周年で21回目)

(3) 調査対象

国内に常住するすべての人・世帯

(全国:約1億2,700万人、約5,300万世帯)

(本県:約107万人、約47万世帯)



(4) 調査項目

性別、出生の年月、5年前の住居の所在地、在学・卒業等教育の状況、所属の事業所の名称及び事業の種類など、世帯員に関する15項目と、世帯員の数や住居の種類など、世帯に関する4項目の、計19項目を調査する。

(5) 結果の利用

国勢調査の結果は「法定人口」として議会選挙区の画定や、地方交付税交付額の算定基礎等に用いられるほか、各種政策の基礎データとして利用されている。

また、少子高齢化や人口減少など、社会構造の変化を捉える上でも非常に重要な調査となっており、これらの対策推進に欠かせないデータを提供している。

2 回答方法について

世帯は、紙の調査票に記入して調査員へ直接提出・市町村へ郵送提出するか、パソコン・スマートフォンを利用してオンラインで回答することができる。

(オンライン調査は前回平成27年調査から開始され、今回も引き続き導入される。)

3 結果の公表予定(総務省統計局)

(速報)人口速報集計 令和3年2月(男女別人口・世帯数を早期公表)

(確報)人口等基本集計 令和3年9月(人口・世帯数等の確定値を公表)

就業状態等基本集計 令和4年3月(人口の労働力状態等を公表)

そのほか令和4年11月まで集計結果を順次公表

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称） の制定について

生活・協働・男女参画課

1 制定の趣旨

自転車は手軽な乗物であり、子どもから高齢者まで幅広く利用されている一方で、県内でも多くの自転車事故が発生しており、交通ルールやマナーを守らない利用者が多く、県民から交通ルール遵守の啓発等の要望が寄せられている。

さらに、自転車利用者が加害者となる事故による高額賠償事案が全国で発生しており、昨年9月に制定された「宮崎県自転車活用推進計画」においても、自転車損害賠償責任保険への加入促進について条例制定を含め検討する旨規定している。

これらのことから、自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険への加入促進を主な内容とした条例を制定するものである。

2 これまでの取組

令和元年

10月31日 10月閉会中 総務政策常任委員会 条例制定について報告

11月 7日 第1回検討委員会における検討

※構成員：学識経験者、自転車販売事業者、損害保険事業者、
PTA、市町村、県警察、県関係課など

12月19日 第2回検討委員会における検討

3 条例の概要（案）

別紙のとおり

4 今後の取組

令和2年

1月23日 1月閉会中 総務政策常任委員会 条例の概要（案）の報告

2月20日 第3回検討委員会における検討

3月 2月定例県議会 総務政策常任委員会 骨子（案）の報告

4月 パブリックコメントの実施

7月 法令審査会

9月 9月定例県議会 議案上程

10月 条例施行（自転車損害賠償責任保険に関する条項を除く）

令和3年

4月 自転車損害賠償責任保険に関する条項の施行

「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の概要（案）

(1) 目的

自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念

歩行者、自転車及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に留意し尊重し合うことなど、自転車の安全で適正な利用を促進するための基本理念を定める。

(3) 関係者の責務等

ア 県の責務

自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村と相互に連携し、協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

イ 自転車利用者の責務

自転車が車両であることを認識し、交通ルールやマナーを遵守しなければならない。自転車利用者が遵守する事項について、具体的に列記する。

ウ 県民等の役割

自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における取組に積極的に参加するよう努める。

エ 事業者の役割

(ア) 自転車の安全で適正な利用について理解を深め、事業活動を通じて取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。

(イ) 自転車通勤又は事業活動において自転車を利用する従業員に対し、教育及び啓発を行うよう努める。

オ 交通安全団体の役割

自転車の安全で適正な利用促進のための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努める。

(4) 交通安全教育

ア 県の交通安全教育

県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行う。

イ 学校等における交通安全教育

(ア) 発達段階に応じた交通安全教育を実施し、指導及び啓発を行うよう努める。

(イ) 県は教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう情報提供その他必要な支援を行う。

ウ 家庭における交通安全教育

(ア) 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行う。

(イ) 保護者は、幼児若しくは児童が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。

(ウ) 高齢者（70歳以上の者をいう。）と同居する親族は、高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努める。

(5) 乗車用ヘルメットの着用

ア 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。

イ 高齢者（70歳以上の者をいう。）は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。

(6) 自転車の点検整備

自転車利用者、事業者、及び自転車貸付事業者は、利用または事業に利用する自転車について、必要な点検整備を行うよう努める。また、保護者は監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検整備を行うよう努める。

(7) 自転車損害賠償責任保険について

ア 自転車損害賠償責任保険等への加入

(ア) 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

(イ) 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

(ウ) 事業者は、その事業活動に使用する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

(エ) 自転車貸付事業者は、その貸付けに使用する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

イ 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

- (ア) 自転車小売業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうか確認するよう努める。この場合において、加入していることを確認できないときは、加入に関する情報を提供をするよう努める。
- (イ) 事業者は、従業者に自転車通勤をする者がいるときは、その従業者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努める。この場合において、加入していることを確認できないときは、加入に関する情報を提供するよう努める。
- (ウ) 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努める。

ウ 情報の提供

- (ア) 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報提供その他の必要な措置を講ずる。
- (イ) 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の促進に関する情報を提供するよう努める。

(8) 道路環境の整備

県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努める。

国民スポーツ大会に向けた体育館の整備について

国民スポーツ大会準備課

国民スポーツ大会に向けて延岡市と共同整備を行う体育館については、今年度中に役割分担等を定めた協定を締結することとしており、以下のとおり延岡市と協議を進めている。

1 役割分担

新たな体育館は、県大会などの大規模大会を開催するための県の施設と、日常の市民利用のための地域の施設としての役割を担うため、下の役割分担により県と延岡市が共同で整備を行う。

- (1) 新体育館建設、敷地内駐車場その他外構工事については県の役割とする。
- (2) 敷地外駐車場の用地取得・整備及び既存体育館解体工事については市の役割とする。

建設	○新体育館 ○敷地内駐車場 ○外構工事	基本設計	県
		実施設計	
		工事	
撤去	○敷地外駐車場	用地取得・整備	市
	○既存体育館解体	工事	

※1 既存体育館の解体設計については、本来、延岡市の役割であるが、建設に係る実施設計と密接に関連するため、県において実施し、延岡市が費用負担する方向で協議中。

※2 費用負担（整備費、管理運営費等）については、別途、協議中。

※3 その他、延岡市が行う市道改良など周辺環境整備の内容については、別途、協議中。

2 整備スケジュール

	2018 (H30) 8年前	2019 (R1) 7年前	2020 (R2) 6年前	2021 (R3) 5年前	2022 (R4) 4年前	2023 (R5) 3年前	2024 (R6) 2年前	2025 (R7) 1年前	2026 (R8) 当年
市民体育館解体			別館解体		本館解体				
新体育館整備		基本・実施設計		サブアリーナ		メインアリーナ			
								リハール大会	第26回全国障害者スポーツ大会 第81回国民スポーツ大会

